

### 3、次世代育成支援の拡充

次世代育成支援対策については、現在の育児休業期間中の保険料免除制度を子どもが3歳までに拡充するとともに、勤務時間の短縮等の措置を受けながらも就業を継続する者についても育児期間前の報酬に応じた保険料納付が行われたものとみなす措置を創設する。

さらに、すべての子育て世帯を対象とした次世代育成支援対策の今後の展開に合わせた年金制度の果たすべき役割についても、引き続き検討する。

### 4、女性と年金

#### (1) 第3号被保険者期間の厚生年金の分割

第3号被保険者制度の在り方は、世帯単位で給付と負担の仕組みが設計されている厚生年金の基本的な考え方などに深くかかわる問題である。

この問題を考えるに当たり、被扶養配偶者を有する厚生年金の加入者が負担した保険料は夫婦で共同して負担したものであり、被扶養配偶者にもいわば潜在的な権利があることは基本であるが、当面、離婚時など分割の必要な事情がある場合に分割できることとする取扱いとし、女性と年金の在り方について、更に検討を深めることとする。

このような認識に基づき、第3号被保険者期間（施行後の期間）については、離婚した場合又は配偶者の所在が長期にわたり明らかでない場合など分割を適用することが必要な事情があるものとして厚生労働省令で定める場合、その配偶者の厚生年金（保険料納付記録）の2分の1を分割できるものとする。

#### (2) 離婚時の厚生年金の分割

離婚した場合の厚生年金については、配偶者の同意又は裁判所の決定があれば、分割できるものとする。

#### (3) 遺族年金の見直し

自らの老齢厚生年金を全額受給した上で、従来の遺族給付との差額を遺族厚生年金として支給する仕組みに改める。

また、子のいない30歳未満の遺族配偶者の遺族厚生年金を5年の有期給付とする。併せて、中高齢寡婦加算の支給対象については、夫死亡時40歳以上とする。

## 5、障害年金の改善

障害年金については、障害者が障害を持ちながら自ら働いた期間に応じた老齢年金が受けられるよう、障害基礎年金と老齢厚生年金等の併給ができる仕組みとする。

## 6、厚生年金及び国民年金の保険料水準

以上を踏まえ、保険料水準固定方式の下における厚生年金及び国民年金の保険料水準については、以下のとおりとする。

### (1) 厚生年金の保険料

平成16(2004)年10月から、毎年0.354%(本人0.177%)ずつ引き上げ、平成29(2017)年度以降18.30%とする。

### (2) 国民年金の保険料

平成17(2005)年4月から、毎年、月額280円(平成16年度価格)ずつ引き上げ、平成29(2017)年度以降16,900円(平成16年度価格)とする。

## 7、国民年金保険料の徴収対策の強化

国民年金保険料の未納問題は、制度に対する信頼を損ない、社会連帯に基づく制度の根幹にかかわる重大な問題であり、保険料の確実で効率的な徴収は、国民皆年金を堅持する上で極めて重要である。このため、制度面、運用面を通じて、納付率低下の要因を踏まえた個別対策、納付意識の喚起につながる対策を徹底して進める。

特に今回改正においては、所得に応じた多段階免除制度の導入、単身世帯等の免除基準の見直し、若年の就業困難者に対する納付猶予制度の導入、保険料追納制度の改善や口座振替割引の拡充、市町村からの所得情報の取得等の納付しやすい仕組みの拡大等の措置を講じる。

このような措置の効果を踏まえつつ、引き続き、制度面、運用面の対応の在り方について検討を進める。

## 8、年金制度の理解を深めるための取組み

被保険者、特に若年世代の年金制度に対する理解を深めるため、保険料納付実績、年金額の見込み等の年金個人情報定期的に通知することとする。その中では、自らの納付実績を確認し、将来受給する年

金が着実に増加していくことが実感できるよう保険料納付実績を点数化する仕組み（ポイント制）をできるだけ早期に導入する。

## 9、第3号被保険者の特例届出の実施

過去の第3号被保険者の未届期間について特例的に届出をすることができることとし、届出に係る期間は保険料納付済期間とする。

## 10、年金を受給していない障害者への福祉的措置の検討

年金に未加入であったために障害者になっても年金を受けられないいわゆる無年金障害者については、その生活実態を踏まえた福祉的措置の在り方についてさらに検討し、必要な財源の在り方とともに速やかに結論を得ることとする。

### 11、企業年金の安定化と充実

企業年金については、厚生年金基金の免除保険料率の凍結解除及び解散時の特例措置（分割納付及び納付額の特例）、確定拠出年金の改善（中途引出しの要件緩和等）、企業年金のポータビリティの向上措置を講じる。

### 12、年金積立金の運用の在り方等の見直し

- ① 年金積立金運用に関しては、長期的に、安全かつ効率的な運用を行うため、市場への影響に留意しつつ、国内債券を中心として、国内外の株式を一定程度組み入れた分散投資を行っていくこととする。
- ② そのための運用組織については、専門性の徹底、責任の明確化を基本として、年金積立金の管理運用のための独立行政法人（「年金積立金管理運用独立行政法人」）を平成18年度に創設する。
- ③ 厚生労働大臣は、運用の目標等に関する中期目標を当該法人に指示する。当該法人は、これに基づく中期計画の中で基本ポートフォリオを定めるものとする。
- ④ これとともに、現在の年金資金運用基金を廃止し、また、グリーンピアの廃止、年金住宅融資の廃止を平成17年度までに確実に行う。既往の住宅融資債権の管理・回収業務及び教育資金貸付あっせん業務は、独立行政法人福祉医療機構が承継するものとする。
- ⑤ 年金の福祉施設として整備が行われてきた病院、保養施設等についての今後の方針については、本年2月中を目途に結論を得る。

公明党 年金資金運用・福祉施設の見直しに関する小委員会  
取りまとめ

平成 16 年 2 月 26 日

〔総論〕

年金の保険料を財源として行われてきたグリーンピアや各種の福祉施設などの福祉還元事業について、年金財政の厳しさの中で、保険料財源の使い方として国民各層からの厳しい批判が噴出している。

こうした福祉還元事業については、早くは現在の厚生年金病院の前身である整形外科病院の設立に始まり、厚生年金保険法や国民年金保険法の成立を経て、当時の被保険者の要望に応じて社会福祉等の利益に還元することを目的として、厚生年金会館や厚生年金老人ホーム、厚生年金スポーツセンターなどの福祉施設が相次いで整備されてきたものである。

また、昭和 50 年前後から国民年金健康保養センターや厚生年金総合老人ホーム（休暇センター）、厚生年金健康福祉センター（サンピア）などの大規模な宿泊利用施設なども整備されてきた。

さらに、平成の時代に入っても社会保険健康センターや国民年金の総合健康センターなど疾病予防や健康づくりのための施設まで整備されるに至っている。

平成 14 年度末の施設数は全国で 265 を数え、年間の利用者は 4,400 万人という状況であるが、仮に国有財産減価償却費の考え方を考慮した収支状況を見ると殆どの施設が赤字経営となっているところである。年金福祉施設の資産状況を見ても、福祉施設整備に今日まで 1 兆 5 千億円を越える費用を投入したのに比べ、国有財産の評価額は 1 兆円強であり、5 千億円の差が生じているのが現状である。

なお、グリーンピア（大規模年金保養基地）については、被保険者への福祉還元と高度成長の下での余暇活動のための公的施設として昭和 47 年に構想され全国 13 箇所の基地が開業したところであるが、民間部門における施設の普及もあり、平成 13 年の閣議決定により平成 17 年度までに廃止することとされている。グリーンピアの整備のための年金財政からの支出総額は約 3,800 億円と見込まれる。

また、年金の福祉施設の委託先の 7 種の公益法人に対していわゆる天下りが行われており、役員数 1,375 人に対して 154 人、職員

数29,442人に対して614名が厚生労働省出身である。(平成15年10月現在)

〔総括〕

以上のような年金の福祉還元事業の経緯を見ると、各種施設の制度発足時の国民のニーズに応え被保険者への還元を図ってきたこと、また、多くの被保険者や受給者に利用されてきたことを勘案すると一定の役割を果たしてきたことは評価しなければならない。

しかしながら、社会経済状況の変化、生活様式の変化の中で、これらの福祉還元事業の必要性が希薄になってきたにもかかわらず、今日までの確な対応ができなかったことは厳粛な事実である。

特に、年金財政の見通しが厳しくなってきた平成以降のいわゆるバブル崩壊後であっても、漫然と施設整備を続けてきたところであり、政治や行政に携わってきた者の責任は極めて重い。

今日、年金制度改革が議論されている中で、多くの国民の批判に応えるためにも、以下の対応が必要と考える。

- ① 政府にあっては、今日までの年金の福祉還元事業などの経緯を総括し、国民に十分な説明責任を果たすこと。
- ② 年金保険料は年金給付のための貴重な原資であり、今後は、保険料を福祉施設の整備および運営のために充当しないこと。
- ③ 各施設の今後の整理に当たっては、年金資金への損失を最小化し、年金資金への貢献を果たすよう努めること。
- ④ 委託先法人への厚生労働省関係の職員の天下りについては、今後、原則として行わないこと。
- ⑤ 委託先法人の役員の内任年齢や常勤役員報酬、退職金などについて、適切な処遇の見直しを行うこと。

## 〔各論〕

### 1 年金の福祉施設の整理に係る基本方針

平成12年5月の閣議決定や厳しい年金財政の状況等を踏まえて、今後は施設整備への保険料財源の投入は行わないこととする。また、施設運営に当たっても独立採算制を徹底する。

### 2 厚生年金病院の取り扱い

厚生年金病院については、国民医療の中で一定の役割を果たしてきたが、今日においては、将来を展望しても厚生年金病院としての特定の機能を認めることは困難である。したがって、今後は地方公共団体や民間へ譲渡することを基本とすることが適当と考えられる。ただし、いずれも相当の規模を有しており、譲渡に当たっては地域医療との関係を十分考慮する必要がある。

### 3 福祉施設の取扱い

公共の宿、公共の利用施設としての今日までの役割は認められるものの、今後は年金財政への貢献を第一に考えれば、民間等への売却を速やかに進めることが必要である。その際、年金資金の損失最小化や雇用問題に留意する。

### 4 今後の事業整理の在り方

(1) 265にも及ぶ施設の整理合理化や国有財産の処分を円滑に進めるためには、その機能を担う独立行政法人(いわゆる清算法人)を設立し、清算活動に入ることが適当である。

(2) 平成16年度中に保険料財源による施設整備を行わないことを前提とした各施設の5年間程度の中期経営見通しを策定させる。

(3) 平成17年度には将来の廃止を前提とした「整理合理化計画」を策定し、独立行政法人の設立を行う。なお、この独立行政法人の設立に関しては、場合によっては既存の独立行政法人への業務の追加といった方法も考えられる。

(4) 年金福祉施設の清算事務については、一定の期間内に行うこととし、清算事務の進捗状況によりその後の対応を検討する。こうし